

「府民の健康づくり機運醸成事業」仕様書

1. 事業名

府民の健康づくり機運醸成事業

2. 事業目的

本事業は、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向けて、府民の自主的な健康行動の実践へつなげるため、府民の健康への関心を高める取組みを通じて、機運醸成を図ることを目的とする。

府民の健康寿命をはじめとする健康指標の現状や、「第3次大阪府健康増進計画」など健康づくり関連4計画（※1）、「第2期健康寿命延伸プロジェクト（※2）」など、本府の健康医療行政の方向性や取組みを踏まえつつ、若い世代から働く世代、高齢期に至るオール府民が健康づくりに取り組みたくなる、意欲を喚起するPR手法の展開等により、生涯を通して、誰もが心身ともに健康に生きる“健康・長寿”の社会づくりをめざす。

※1 「健康づくり関連4計画」とは、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現に向けた、4つの健康づくり関連計画をいう。第3次大阪府健康増進計画をはじめ、第3次大阪府食育推進計画、第2次大阪府歯科口腔保健計画、第3期大阪府がん対策推進計画のことをさす。
計画期間は平成30（2018）年度から平成35（2023）年度。

[\[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/4keikaku/index.html\]](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/4keikaku/index.html)

※2 「第2期健康寿命延伸プロジェクト」とは、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図るため、第3次大阪府健康増進計画に基づき、若い世代・働く世代・高齢者に至るライフステージに応じた、総合的・効果的な健康づくり施策の総称。多様な主体（市町村、医療保険者、民間企業等）が連携・協働することで施策を推進。

[\[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/16492/00261001/27_shiryoku4_pj.pdf\]](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/16492/00261001/27_shiryoku4_pj.pdf)

3. 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

4. 委託上限額

6,800,000円（税込） ※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 委託事業内容

府民の機運醸成に向けて、オール大阪で推進するキャッチコピー・ロゴをはじめ、「第3次大阪府健康増進計画（H30.3策定）に掲げる10の取組み（※3）」（以下「10の取組み」という。）を府民へ周知・PRするため、次の（1）から（6）について実施すること。

なお、キャッチコピーについては、「健活10（Osaka wellness action）（※4）」とし、ロゴについては、委託事業者の選定後、提示する。

※3 「第3次大阪府健康増進計画に掲げる10の取組み」とは、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現に向けて、府民が主体的に取り組む健康づくり活動をいう。

[\[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai3ji_kenzokeikaku/index.html\]](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai3ji_kenzokeikaku/index.html)

なお、10の取組みは以下のとおり。

① 健康に関心を持つ	⑥ たばこから自分と周囲の人を守る
② 朝ごはん&野菜を食べる	⑦ 歯と口の健康を大切にす
③ 運動を楽しむ	⑧ ストレスとうまく付き合う
④ ぐっすり眠り疲れを癒す	⑨ けんしん（健診・検診）で健康管理を行う
⑤ 適量飲酒を心がける	⑩ 早期治療と継続受診を行う

※4 「健活10」とは、生涯を通じて健康な生活を送るため、若い世代から働く世代、高齢期を通じた自主的な健康づくり活動の実践を府民に働きかけるキャッチコピー。「Osaka wellness action」は英語表記。キャッチコピーを活用する際には、日本語名及び英語名を併記する。なお、健康づくり活動とは、第3次大阪府健康増進計画に掲げる10の取組みをいう（※3を参照）。

(1) PR動画の制作業務

キャッチコピー「健活10」やロゴをはじめ、10の取組みを府民へPRする動画を制作する。

【業務内容】

- ・オール大阪で推進するキャッチコピー「健活10」やロゴをはじめ、10の取組みを紹介するPR動画について、府民にわかりやすい、高い訴求効果を獲得できる内容を制作すること（実写・アニメーションなど、手法は問わない）。
- ・インパクトに加え、新しい発想や創意工夫を凝らした視聴者の関心を喚起する内容とすること。
- ・PR動画は放映状況に応じて活用できるよう、15秒用、30秒用、60秒用の3パターンを制作すること。

【留意事項】

- ・出演者等の確保は原則、受注者が行うこと。
- ・CGなどの技術を駆使して、視覚的に訴える内容を検討すること。
- ・BGM、ナレーション等、音響効果を盛り込むこと。
- ・ホームページ、動画投稿サイト、SNS、屋内外大型モニター、テレビCM等、多様な媒体で使用することを想定した内容とすること。
- ・WEBへの掲載に関して、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても鮮明な画像で閲覧できるようにすること。
- ・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作に要する費用は、全て委託金額内に収めること。
- ・平成30年10月末までの完成を目途に制作すること。

【納品形態】

- ・データは以下の用途が可能な形式で保存し、DVD-Rにより納品すること（上記3パターンごとに10枚ずつ）。
- ・パソコンやDVDプレイヤーで読み込めること。
- ・WEB上に掲載できること。

《提案事項》

- PR動画の基本コンセプト
- 動画デザイン（全体構成イメージ）
 - ・「15秒／30秒／60秒」の3パターンを制作（絵コンテ等）。
 - ・内容については、独自性・創意工夫を凝らしたものとすること。

（2）PR動画の活用方策の企画・実施業務

府民に対し、（1）で作成したPR動画の効果的な活用による周知・啓発を通じて、府民の健康への関心を高める。

【業務内容】

- ・（1）で作成した動画を、より多くの府民に視聴してもらえる機会創出を図り、具体的な活用方策を企画・実施すること。
- ・継続的に多くの府民に視聴してもらえるよう、活用方策を複数組み合わせる等、創意工夫を凝らすこと。
- ・ホームページ、動画投稿サイト、SNS、屋内外大型モニター、商業施設モニター、テレビ・ラジオCM、交通広告（電車内、タクシー内）、各種イベント（プロジェクション・マッピング等）など、府民の視聴性が高く、健康への関心度向上につながる放映先・活用策について、独自性を発揮した提案とすること。

【留意事項】

- ・発注者と協議の上、契約期間内に実施すること。
- ・動画放映に要する費用は、すべて委託金額内に収めること。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

《提案事項》

- PR動画の活用方策（放映先、放映イベント、時期、手法、独自性等を具体的に記載）
- 契約期間内におけるPR動画の展開スケジュール

（3）情報発信ホームページの制作・運用業務

府、市町村、民間企業等の健康づくりに関する取組み等を紹介する「健康づくりの見える化ホームページ（ポータルサイト）」を制作し、多様な主体が取り組む施策等の見える化を通じて、府民の健康への機運醸成を図る。

【業務内容】

- ・府、市町村、民間企業、医療保険者等の健康づくりに関する具体的取組み紹介や大切さを効果的・魅力的に情報発信することのできるコンテンツの構成やデザイン、表現方法に工夫を凝らしたホームページ（ポータルサイト）の企画、制作、運用を行うこと。
- ・なお、制作にあたっては、以下の内容を盛り込むとともに、健康関連データの掲載や他の健康

情報ページをリンクするなど、健康づくりに関する情報を幅広く盛り込んだ内容とすること。

- ・府：第2期健康寿命延伸プロジェクト等の取組み
 - ・市町村：健康格差等に係る取組み
(特定健診・特定保健指導・がん検診の受診率向上に向けた取組み等)
 - ・民間企業：健康経営等に係る取組み（大阪府健康づくりアワード受賞企業の取組み等）
 - ・医療保険者：医療費適正化に向けた取組み等
 - ・キャッチコピー「健活10」及びロゴ、10の取組み
- ・（取組み内容の紹介では、取材記事を盛り込むなど、府民にわかりやすい、コンテンツの魅力向上を図り、）ホームページへの再訪を増やす工夫を凝らすこと。
- ・「健康おおさか21推進府民会議（※5）」の現行サイトの内容を包含するホームページとするため、「健康おおさか21推進府民会議」サイトの情報を網羅的に掲載すること。
- ※5 「21世紀の健康づくり運動」として、どのような健康づくりを実践すべきかを示すとともに、府や市町村、健康づくりの関係機関・団体等が取り組むべき施策の方向について具体的な目標を示し、全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指す府民運動が「健康おおさか21」であり、「健康おおさか21推進府民会議」は健康づくりに関係する各種団体等による「健康おおさか21」推進の場。[<http://kenko-osaka21.jp/>]
- ・発注者においても編集・更新作業しやすいホームページとし、発注者向け編集・更新マニュアルを作成すること。
 - ・管理・維持（保守・メンテナンス等）にかかる費用が安価になる仕組みであること。

【留意事項】

- ・公開するコンテンツについては、インターネットを介して可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとする。
- ・クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・モバイルファーストの考え方を基本とし、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル端末画面でも情報を見やすく、わかりやすく、利用者にとって使いやすいものとする。
- ・「大阪府 Web サイトユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮したページを作成すること。
- ・受注者は、常時安定した情報の発信・更新が可能な環境を維持するため、サーバー、パソコン等関連機器の十分な保守管理を行うこと。なお、事業の実施にあたっては、サーバー、パソコン等必要な関連機器は、受注者において用意すること。
- ・システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ・定期的にバックアップ等を行い、障害が発生した際に最新の状態に復元できるようにすること。
- ・アクセス件数の集計、分析を行う機能を備えること。なお、アクセス件数データは、発注者においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できるようにすること。
- ・画像等の著作権及び使用料等の費用を含め、企画・制作・運用に要する費用は、全て委託金額内に収めること。
- ・大阪府への信頼や大阪府ホームページへの品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- ・平成30年12月末までにホームページを公開し、それ以降も随時、コンテンツを増加、更新

するとともに、安定した運用を行うこと。

- ・契約終了時にホームページの管理運用主体の切替が必要になった場合は、発注者と協議の上、切替作業に協力すること。

【納品形態】

下記関係書類を、A4版を基準として各1部提出するとともに、電子データをCD-R又はDVD-Rにより納品すること。なお、プログラム、各種設定ファイルについては、電子データのみでの納品で構わない。

- ・【業務内容】、【留意事項】に示す内容に関して、実施内容・結果等を記載し、それにかかる設計書、運用マニュアル、開発したプログラム一式等を併せて提出すること。
- ・発注者向けの編集・更新マニュアル。
- ・その他発注者が指示するもの。

《提案事項》

- 基本的コンセプト・ポイント
- ホームページ設計及びデザイン
(多様な主体の取組み内容、健康づくりの大切さ等がわかりやすく、見やすい構成・デザイン)
- ホームページの魅力向上を図り、ホームページへの再訪を増やす方策
- 閲覧ターゲット及びアクセス目標数、その根拠

(4) 「健活10」を周知・PRするプロモーションの企画・実施

府民を対象にキャッチコピー「健活10」やロゴをはじめ、10の取組みを周知するプロモーションを企画・実施する((2)において取り組む業務との連携等は可)。

【業務内容】

- ・キャッチコピー「健活10」やロゴをはじめ、10の取組みを周知・PRするための広告展開、イベントの実施、啓発資材の制作など、独自性を発揮した幅広い提案を行うこと。

【留意事項】

- ・発注者と協議の上、契約期間内に実施すること。
- ・プロモーションにおいては、発注者と協議の上、大阪府の他の事業や取組みとも連携して計画的・効果的に実施できるよう配慮すること。
- ・啓発資材の制作等に要する費用やイベント等に要する費用、情報発信に要する費用は、すべて委託金額内に収めること。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。
- ・平成31年3月29日までに全ての事業実施を完了すること。

《提案事項》

- ・キャッチコピー「健活10」やロゴをはじめ、10の取組みを周知するための広告展開、イベント実施、啓発資材制作等に係る具体的内容(各事業のポイント・効果を含む)

(5) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。
- ・提案内容を遂行する実施体制人員において、過去に本事業（動画及びホームページの制作をはじめ、各種イベント実施等）と類似した事業の履行実績を有すること。
- ・契約期間全体を通して、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持されていること。

《提案事項》

- ・事業実施体制及び人員
- ・本事業と類似した過去の業務の実績
- ・契約期間内の全体スケジュール（(1) から (4) に係る業務）

(6) (1) ～ (4) の全般にかかる留意事項

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・主演者等の確保は原則受注者が行うものとする。
- ・使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

6. 委託事業の実施上の留意点

- ・事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- ・受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- ・本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- ・本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

7. 委託事業の実施状況の報告

- ・受注者は、契約締結後、毎月、本事業の実施状況を書面により受注者に報告すること（報告様式自由）。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により受注者に報告すること。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・発注者は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

8. 書類の保存

- ・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

9. 委託事業完了後、発注者へ提出するもの

- ・受注者は、事業終了後、事業完了報告書（正副1部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする。）

10. その他

- ・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、事業開始時まで事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ・発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受注者は必ず発注者と協議を行いながら進めること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。